

第33期 事業報告書

自 平成28年 7月 1日
至 平成29年 6月30日

<総務部>

1. 改正公益法人移行後の諸規則を検討した。
2. 各部の行う事業に協力し、協会業務の円滑な推進を図った。
3. 事務処理を一層工夫した。
4. 各種会議の効率的運営を工夫した。
5. 関係団体との連絡協調に努めた。
6. 協会の運営への理解を図るため「理事会報告」を配信した。
7. 広報委員会は以下の事業を行った。
 - ・ 広報誌等に寄稿した。
8. 官公署等の担当者や一般の方を対象とした研修会を開催した。 …※4
9. 当期中における社員の異動状況
入会者 7名、 退会者 11名
当期末社員 計 206名、 6法人

<経理部>

1. 公益法人会計基準による関係書類の作成および会計事務の円滑化の検討を行った。
2. 公認会計士による外部監査を引き続き実施した。

<指導研修部>

1. 社員の専門的能力向上のため、業務報酬額運用基準改正内容の詳細説明及び日常業務における安全対策の注意点についての研修会を行った。
2. 官公署の担当職員や一般の方を対象とした研修会の企画に協力した。 …※4
3. 嘱託登記に関する相談窓口を協会事務局に引き続き常設し、出先の官公署にて嘱託登記に関する相談等に応じた。 …※4
4. 業務部と協力して業務報酬額運用基準の運用方法等の見直しを行った。

<業務部>

1. パンフレット、Q & A等を活用し、公益社団法人としての業務啓発活動を行った。
2. 地籍調査促進のための啓発活動を行った。 …※ 1
3. 境界明示補助業務促進のための啓発活動を行った。
4. 登記基準点設置のための調査、設置を推進した。 …※ 2
5. 境界標の全点設置を推進した。 …※ 3
6. 周辺府県及び近畿一円における事業を推進した。
7. 指導研修部と協力して業務報酬額運用基準の運用方法等の見直しを行った。

公益目的事業

不動産に関する権利の明確化推進事業

事業の概要

- (1) 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
- (2) 地図整備の促進等に係る受託事業（関連事業） …※ 1
- (3) 登記基準点設置事業（自主事業） …※ 2
- (4) 境界標埋設事業（自主事業） …※ 3
- (5) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業） …※ 4

第33期事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成29年8月

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会